



憲法9条を変えて日本を 戦争ができる国に？

憲法9条とその解釈を変えることに反対を！

戦争の犠牲と反省の上に生まれた憲法9条

日本が始めた太平洋戦争（第2次世界大戦）で、日本やアジアでは数千万人の人々が犠牲者になり、広島・長崎には原爆が投下されました。この反省の上に日本国憲法が生まれ、その第9条で「戦争をしない」「軍隊を持たない」ことを決めました。

その結果、これまで自衛隊は一度も戦闘に参加せず、誰一人殺さず、自らも命を落としていません。それは憲法9条があったからです。



- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。
- 日本国憲法 第9条

許せない！ 憲法9条を変えて再び戦争の道へ……

自民党などは「戦争をしない」ことを定めた憲法9条を変えて、「国防軍を設置」し、徴兵制につながる「国を守る義務」を国民に負わせるなど、「日本を再び戦争ができる国」にしようとしています。

また憲法の「解釈」を変えて、「集団的自衛権」と称して、米軍などが行う戦争に日本が参加し、他国を攻撃することができるようにしようとしています。

～城山憲法九条の会～

会の結成と目的

作家・大江健三郎さんが結成した「九条の会」の呼びかけに応え、原爆落下中心地から数百メートルの城山小学校と西城山小学校区を 中心に、2005年1月に結成されました。

「再び戦争しない、被爆者はつぐらなない」を合い言葉に、思想・信条・立場の違いをこえて、9条を中心に憲法を守るために活動しています。

世話人（アイウエオ順、★は代表世話人）

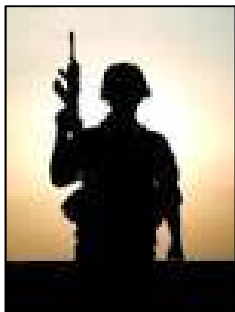
奥山忍（教師）、楠田穰（歯科医師）、★楠田昌子（歯科医師）、里見公義（小児科医師）、★下平作江（長崎原爆遺族会顧問）、園田鉄美（シンガーソングライター）、橋口亮子（年金者組合役員）、広瀬方人（長崎の証言の会代表委員）、深町孝郎（市民団体役員）、マイケル・ヒルデン（カトリック城山教会神父）、水谷厚子（婦人団体役員）、★山口秀樹（友愛社会館幼稚園園長）

事務局

〒852-8035 長崎市油木町 28-32 園田方 気付
E.mail mizuika2002jp@yahoo.co.jp TEL.090-4474-2950
Home Page <http://www1.cncm.ne.jp/~tfukama/>



憲法問題Q&A あなたの疑問に答えます!

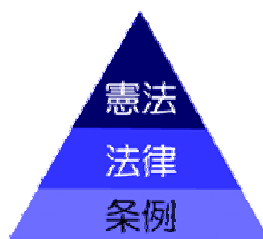


Q. 国際紛争の解決のために、日本もアメリカ等に協力して海外に自衛隊を派遣すべきでは?

A. 米軍などと軍事行動を共にした国々は、そのたびに多くの犠牲者を出しています。また戦場となったイラクやアフガンをはじめ、どの国も戦争の泥沼化で多大な犠牲を負い、その後の平和の安定には程遠い状況となっています。
「集団的自衛権」と言いながら、日本が米軍などと一緒に戦争に参加し、他国の領土に踏み入れることは、相手国の反感を買うだけでなく、憎しみの連鎖を広げるだけです。

Q. 憲法も時代に合わせて変えてよいのでは?

A. 憲法は、すべての法律の基本となるものです。憲法を変えなくても、時代の要請に応じて、新しい法律を作り、法律の改正をすれば済みます。
「時代に合わせて憲法を変えよ」という意見の裏側には、歴代の政府が憲法の本質を歪めて解釈し続ける中で、政治や行政が憲法の本質から外れてきている現実があります。むしろ憲法を守り、生かすことこそが大事ではないでしょうか。



2012年 日本の輸出額上位三ヶ国

単位 100 億円

第1位	中国	1,151 (18.0%)
第2位	米国	1,118 (17.5%)
第3位	韓国	491 (7.7%)

()は輸出総額に占める割合

Q. 中国や韓国等に軽んじられないよう、軍事力で対抗する必要があるのでは? 憲法9条は理想論では?

A. 国家間の紛争は、軍事力での決着ではなく、互いの主張・立場を尊重しながら、徹底した話し合い・外交交渉で解決するのが国際的なルールです。これが国連憲章の精神であり、過去の戦争の教訓を踏まえた良識ある国々の対応です。
互いに経済的文化的にも深い関係にありながら、日本や中国、韓国の政府は、率直で真摯な話し合いを抜きにしたまま、国民の排他的感情を煽るような状況に任せており、非常に危険です。そのような中で、日本が憲法9条を変えて軍隊や武力による威嚇に頼ることは、火に油をそそぐような状況を生むことは明らかです。9条があったからこそ、戦後日本は他の国々の信頼を得られてきたのです。

Q. 日本の憲法はアメリカの押し付け憲法だから、変えるべきではないの?

A. 今の憲法は、占領下において、「日本が再び戦争をすることがないように」との連合軍の意図も反映されていたことは事実です。同時に、憲法は、当時の日本の憲法学者の意見も踏まえてつくられ、当時の国会で承認され生まれたものです。
新しい憲法は国民に、戦前にはなかった多くの権利を保障しました。そして国民が健康的で文化的な生活を営み、自由にもが言える社会の一員として生きることを支え、暮らしの中に深く根付いています。
ところが、自民党の憲法改定案では、9条を変えて戦争ができる国にするだけでなく、国民の基本的権利を「時の政府の自由な解釈で制限する」ことができる内容になっています。
そこには「押し付け憲法」を口実に、基本的権利を制限し、戦争ができるように、憲法を変えるねらいがあるのではないのでしょうか。



日本国憲法の三つの柱

- ・主権在民
 - ・基本的人権の尊重
 - ・国際平和主義
- (絶対的戦争放棄)

戦前の憲法になかった国民に新しく保障された権利

- ・男女平等
- ・労働基本権
- ・普通選挙権
- ・思想信条・表現・結社の自由
- ・教育を受ける権利 等